



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大学院演習：行政都市論
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1956
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77311
Type	manuscript
File Information	K010_0131.pdf



68

NOTE BOOK

Most advanced quality

Gives best writing features

大學院演習

才十學

昭和三十一年度

行政都市論



NISSHO

日章ノート A1

Y
L

都市生活か足うか
かくの如く

現今

月夜記

① けれど、今このおいては人に車も其

存在の外貌を認めようのは行政都市

としての都市であつて、自然都市

としての外観は調査の結果の作

に於いてあつて、けれども其の

皮膚の足跡であつて人は常感の世

に於いては、その思ひは自然

都市であつて、次に行政都市であ

ると思ひは、然るものは自然

都市の存在を認めようのは都市

の外観は、その調査結果である

か故に、他の調査結果との近接に
相対的

行政的都市は行政村の自

然存在を認めようと同様に

自然都市を認めようとはな

すか、然る者へは、即ち行政都

市の内には都市にあつて、都市

あり、行政都市は、その外に

存在して居る場合もある。この考

へは、内には都市に於いて、都市

市の部分か、行政機能の存在

を認めよう。然るものは、自然

都市の存在を認めよう。この考

へは、内には都市に於いて、都市

よつて混雜して居る場合がある。他の
の系族は、そのうちには、海に接する部
市がある。一都市は、漸次増大
して来た場合、近隣の村落や都市
と、その境界を分ちかたくな。場
合がある。

かくて異質的では
都市の境をA
都市の境をB
都市の境をC
都市の境をD
都市の境をE
都市の境をF
都市の境をG
都市の境をH
都市の境をI
都市の境をJ
都市の境をK
都市の境をL
都市の境をM
都市の境をN
都市の境をO
都市の境をP
都市の境をQ
都市の境をR
都市の境をS
都市の境をT
都市の境をU
都市の境をV
都市の境をW
都市の境をX
都市の境をY
都市の境をZ

自然都市であつたので、自然都市と
行政都市を^{行政}統一したのが、是
が、今日の都市である。故に是では
なく自然都市の概念を用ひたつては
行政都市も其の^も都市として、
考へられなければならない。
けれども、^{多量の}行政都市は
自然都市の概念を何として必要
とするか。行政都市に於て
は、都市として用ひつゝ、一考
すべからざるであらう。

認め流

的生活

五
二
廿
三
三

10

甲には一郡
かゝるもの
新都市の一

部
と
な
る
に
あ
ら
う

五ノ

結節的機因在於

都市は本來大なる密林の真中であ

つたかう、この密林の奥に可成り多量の金貨が

紙持堯庶
以爲心
政治的
報外

市の北

↓
五のぬに
ゆきふた
たは
い
best
v

乃多々其市は密片の大家
落しありて紅糸都布行政は荒草

大なる都市に通用せしむるか、

其の二には、どんな職業の人に
 か、その高橋の形、人に
 元は都市としての取扱いを
 要するものか。

之、この町に於ては、
政治の面々の文化は、
生活と密接としてあり
てある。

密令したへ都市は第一に（一）
土壌の改良を要する。かくの如き都市

の
行政
の
ため
に
は
な
ら
ず
同
等
に
格
差
を

対する(用)是を異つては、
 結うに混れちまふ石屋あつて、
 我うし、市はこの程、
 どの程、なにか、
 我うし、市民になつて、
 市内にと

んな様 同か 翌々いんな 便所か 水
に王ったか。 # 少の 設 御 生防 之 通
の 設 御 生防 之 通
かよくな したか。 親友は

250

都市的設備が重要であることは、既に述べた通りである。又、都市的設備の増加は、それと共に、都市の生活の質を向上させるものである。都市の生活の質を向上させるためには、都市の設備を増加させる必要がある。都市の設備を増加させるためには、都市の計画を立てる必要がある。都市の計画を立てるためには、都市の現状を把握する必要がある。都市の現状を把握するためには、都市の調査を行う必要がある。都市の調査を行うためには、都市の調査員を派遣する必要がある。都市の調査員を派遣するためには、都市の調査費を支出する必要がある。都市の調査費を支出するためには、都市の調査費を確保する必要がある。都市の調査費を確保するためには、都市の調査費を徴収する必要がある。都市の調査費を徴収するためには、都市の調査費を徴収する必要がある。

4

1. 住宅
2. 消防
3. 衛生
4. 交通
5. 公園
6. 学校
7. 病院
8. 警察
9. 消防
10. 衛生
11. 交通
12. 公園
13. 学校
14. 病院
15. 警察
16. 消防
17. 衛生
18. 交通
19. 公園
20. 学校
21. 病院
22. 警察
23. 消防
24. 衛生
25. 交通
26. 公園
27. 学校
28. 病院
29. 警察
30. 消防
31. 衛生
32. 交通
33. 公園
34. 学校
35. 病院
36. 警察
37. 消防
38. 衛生
39. 交通
40. 公園
41. 学校
42. 病院
43. 警察
44. 消防
45. 衛生
46. 交通
47. 公園
48. 学校
49. 病院
50. 警察
51. 消防
52. 衛生
53. 交通
54. 公園
55. 学校
56. 病院
57. 警察
58. 消防
59. 衛生
60. 交通
61. 公園
62. 学校
63. 病院
64. 警察
65. 消防
66. 衛生
67. 交通
68. 公園
69. 学校
70. 病院
71. 警察
72. 消防
73. 衛生
74. 交通
75. 公園
76. 学校
77. 病院
78. 警察
79. 消防
80. 衛生
81. 交通
82. 公園
83. 学校
84. 病院
85. 警察
86. 消防
87. 衛生
88. 交通
89. 公園
90. 学校
91. 病院
92. 警察
93. 消防
94. 衛生
95. 交通
96. 公園
97. 学校
98. 病院
99. 警察
100. 消防

都市の設備は、都市の計画によって決定される。都市の計画は、都市の現状を把握することによって決定される。都市の現状を把握するためには、都市の調査を行う必要がある。都市の調査を行うためには、都市の調査員を派遣する必要がある。都市の調査員を派遣するためには、都市の調査費を支出する必要がある。都市の調査費を支出するためには、都市の調査費を確保する必要がある。都市の調査費を確保するためには、都市の調査費を徴収する必要がある。都市の調査費を徴収するためには、都市の調査費を徴収する必要がある。

都市の設備は、都市の計画によって決定される。都市の計画は、都市の現状を把握することによって決定される。都市の現状を把握するためには、都市の調査を行う必要がある。都市の調査を行うためには、都市の調査員を派遣する必要がある。都市の調査員を派遣するためには、都市の調査費を支出する必要がある。都市の調査費を支出するためには、都市の調査費を確保する必要がある。都市の調査費を確保するためには、都市の調査費を徴収する必要がある。都市の調査費を徴収するためには、都市の調査費を徴収する必要がある。

都市的設備の重要性は、既に述べた通りである。都市的設備の重要性を高めるためには、都市的設備を増加させる必要がある。都市的設備を増加させるためには、都市的設備の計画を立てる必要がある。都市的設備の計画を立てるためには、都市的設備の現状を把握する必要がある。都市的設備の現状を把握するためには、都市的設備の調査を行う必要がある。都市的設備の調査を行うためには、都市的設備の調査員を派遣する必要がある。都市的設備の調査員を派遣するためには、都市的設備の調査費を支出する必要がある。都市的設備の調査費を支出するためには、都市的設備の調査費を確保する必要がある。都市的設備の調査費を確保するためには、都市的設備の調査費を徴収する必要がある。都市的設備の調査費を徴収するためには、都市的設備の調査費を徴収する必要がある。

都市的設備の重要性は、既に述べた通りである。都市的設備の重要性を高めるためには、都市的設備を増加させる必要がある。都市的設備を増加させるためには、都市的設備の計画を立てる必要がある。都市的設備の計画を立てるためには、都市的設備の現状を把握する必要がある。都市的設備の現状を把握するためには、都市的設備の調査を行う必要がある。都市的設備の調査を行うためには、都市的設備の調査員を派遣する必要がある。都市的設備の調査員を派遣するためには、都市的設備の調査費を支出する必要がある。都市的設備の調査費を支出するためには、都市的設備の調査費を確保する必要がある。都市的設備の調査費を確保するためには、都市的設備の調査費を徴収する必要がある。都市的設備の調査費を徴収するためには、都市的設備の調査費を徴収する必要がある。

いんたは要から市制をいかにしようか

地價の影響があつたか。どんな

金費か。それとあつたか。どんな

けれど、市制と共に、どんな便益が

現はれたか。二、どんなか、やかしき、

将来を思ふ。果してあるか。果してあるか。

新市が多数の要求、合併の合

同体なるを破却し、各町を

平等に、どんな便益の不平な

又は平等があつたか、又あらんと

して、か、便益は階層によつ

て、どんなに果してあるか。

合併は、政治界の堂々の運動に、どんな新

用があるか。又政治界を合併を自

己の政治的力の増強に利用して、所か。

機國、どんな

8.
(7)

地方自治法第八條は、市となす可き
並普通地方公共体の具へべき要件は
としし。

1. 人口五万以上を有す。ニと

2. 古語「昔の地を公其國」

中 日 市 地 形 成 について

[illegible]

高工部

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

若と同一世帯に居る者の

諸節の人の数
 金成人の六割以上

あ
し
一
二
三
四

心居
4
の
タ
ア
に
正
め
せ
る
の
か

子者道之

都市の発展

之
者
二
と
口
口
口
口

五

たのき保へは式程に都下也。

予かゆ習であつて、
我々の都市が

新市のあつた
町

၇

現時日本都市の人口

張
第
一
人
口

3

市人は五人以上の子を有せんと

此は最上は最上なるものなり

五の五万は才五拾萬也

③

八
ト
ハ
テ
ヲ
ス
ヨ
ヘ
ナ
シ
彦
ヤ
ノ

か
め
何
に
く
く
と
都
予
に
に
の
見

一、

物
18
多
各
何
~
何
左
一
カ
北
極
道

卷之四

士
為
一
次
廣
為
作
數
百
七
五
一

卷之四

[illegible]

人
口
か
五
万
九
千
八
百
九
十
人
と
あ
ら
う
か
う。

卷之四

その七五%は二八・七五%が曲乙民であ

一
二
三
四
五
六
七
八
九

り
一
六
%
の
ナ
ニ
〇
ニ
人
カ
者
者
の
人

2
2
y
o
2
2
2
+
2
3
2
2
2
F
F

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

市野池
か
あ
し
二
つ
ス
上
あ
あ
上
都
市

分

$$\begin{array}{r} 36 \\ 5 \overline{) 1800} \\ \underline{15} \\ 30 \end{array}$$

木橋葦

近江
江口
一休地城
の内に所

一、
市民の生活
市をゆくと
市の有る
中心の町の

三
通
勤
圖

(四) 同五の他、勝上の国
所との国は

五、帝御方の供班圖

六、
や
及
い
サ
一
七
二
三

七、高松の通商

都
市
(5)
41
1956,
5月
pp. 29-33

ソ聯に於いては商業や広告が主要な

あゝ
橋に
都
市
中
世
あり。
口
宗の

如何了此句地
係此都

存ありあり。至、隆昌に

51
く
2
あ
う
3

又縁人の
 心をなす
 ことなり。

市は有るに
なるべし

都市の発展を促すためである。

即ち此節としての意氣の所を

せしと 柳市 たいめい

都市に之の夏落て来し

2
独
立
小
協
会
を
つ
く
と
し
て
す
べ
し

都市の文化の保存と発展

の
東
海
の
聯
合
会
の

新市は都市としてよくある

二
三
四
五
六
七
八
九
十

張
一
八

②

一町とそのシンタウラントの組合せが、
 市の組合せし、原町の所に近江電
 路が通る。この組合せする、
 して、
 二町以上を合併する市は、
 その内の一町か、
 考へられ、
 二町以上を合併する市は、
 足なけり。

足す。

山手町一町市は一郡と四村の合併。

山手町陸多市田は四町四村 (30)

北海江別市は一町か一市とある。 (29)

福島県内市は町よりある。 (29)

一町より市になったものは他にもある。

此。それが本来的都市的な市である。

山手町 飯山市は一郡一町六村 (29)

埼玉 狭山市は四村の合併 (29)

山手町 市は一町十村 (29)

山手町 市は一町十五村 (30)

山手町 市は一町一町八村 (29)

山手町 市は一町一町八村 (29)

市
に
五
十
名
稱
で
呼
ば
れ
て
居
る

である。以前の郡の制を一度提唱さ
れたのである。即ち制をわすれたい。
近江氏は所々そのヒントをうけてより
かり、古くからの曲を中へ地の外へあ
る場合と近代多量な興へる所と
の二種がある様に思ふ。さう
云ふのは、都市的なものに近い
と云ふか、あつてもあつたのか甚
く多いのはないかと云ふ。これは
夏夜形態によつて一つ一つにつ
つとめてある。

結合と深遠

町村合併に伴い本市の繁栄を促進せしめた政令の政令は
本市の繁栄を促進し中興政令の財力を消化し
本市の繁栄を促進し中興政令の財力を消化し

結合

本市の繁栄を促進し中興政令の財力を消化し

地方自治体の生活向上は勝手を強令し
よって達成されず、節制されたる経費は自
治体の運営に不足し、中央に集まり、

政令されたる色々の煩雑や援助は

農村に於ては、中央と地方との交渉は

町民に於ては、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

行政の改革は、中央と地方との交渉は

本市の繁栄は村長の成長にある。政令は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

政令は、中央と地方との交渉は

に過すなり

区域の発生、要し、地方自治の

の成立、成立を意味する、

作、的、実、地、の、自、治、の、

、都市や村の、の、

、市、は、と、ん、な、村、落、(自然村)

と、都市、即ち、市、落、新、

、より、組、立、て、る、

か。(旧郡に比する、)

、各、市、落、新、市、の、成、立、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

多くの町村の合併は各町村の自主的運動

によるもので、上りの天下りの

合併が多く合併そのものが先導であ

った。合併したばかりで、

後、やはり実効が、

かく、保甲制度の暴行によ、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

、市、の、成、立、を、受、け、た、

六、都市は要する行政区域の

新設を要し、国民の福

利に資する。国家の中央集

権化の一端、是れなり。

石河下事

五、結算の機關としての集合体として

の都市は是れを以てする。

この都市は、日本の憲法行政の

七、都市成立は地方住民の為に現はれ

たのである。中央政治の常務

五、大都會生活は、市民の生活に資する。

直ちに都市を同様にし、市民の生活に資する。